

# 福岡県公報

平成20年10月27日  
第2890号

## 目次

### 告示(第1742号 - 第1744号)

市の字の区域の変更	(市町村支援課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
地域森林計画の案の縦覧等の一部改正	(森林保全課)	.....	2
<b>公 告</b>			
平成20年度第2回福岡県登録販売者試験の実施	(薬務課)	.....	2
<b>公安委員会</b>			
福岡県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(警察本部会計課)	.....	3
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部会計課)	.....	3

## 告 示

福岡県告示第1742号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、豊前市長から豊前市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営合河北部地区土地改良(区画整理)事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を大字下河内に編入する。

大 字	字	地	番

山 内	地 番
	1の1、1の2、2、3、4の1、4の2、5から9まで、10の一部、11、13、14から17までの各一部、21の一部、22の一部、24の1、24の2、25の一部、26、27の一部、173から176までの各一部、181の1の一部、181の2の一部、183、184の1、184の2、184の3の一部、186の1、186の2、186の3の一部、193の2の一部、196の1の一部、197の一部、198、198の2、199、200の1、202の1、201の3、203の6の一部、218の1、220の2、203の7

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

2 次の区域を大字山内に編入する。

大 字	字	地	番
下 河 内		2282の	一部
挾 間		1の一部、181の一部、183の一部、188の1の一部、406の一部、407の一部、408の1の一部、409の一部	

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

3 次の区域を大字挾間に編入する。

大 字	字	地	番
山 内		101の1、102の1、103の一部、104から106まで、107の一部、108、109、110の一部、111の2、112、113の一部、130の一部、413の1の一部、413の3の一部、414の1の一部、416の1の一部、419から422までの各一部	

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

福岡県告示第1743号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市大字泊字カツラギ748 - 3、748 - 6、749 - 3、749 - 9、758 - 1、758 - 2、759 - 2、759 - 3、761 - 2、762 - 2、763 - 2、764 - 2、764 - 3、833 - 2、833 - 3及び2060

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市西区大字元岡1418番地  
村田 笑子  
  
福岡県告示第1744号  
地域森林計画の案の縦覧（平成20年10月福岡県告示第1657号）及び地域森林計画の変更計画案の縦覧（平成20年10月福岡県告示第1658号）の一部を次のように改める。

平成20年10月27日  
福岡県知事 麻 生 渡  
3 縦覧期間中「同年11月13日まで」を「同年11月14日まで」に改める。

公 告

公告  
平成20年度第2回福岡県登録販売者試験を次のように実施する。  
平成20年10月27日  
福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者  
(2) 平成18年3月31日以前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者  
(3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（6年制課程の薬学部に限る。）を修めて卒業した者  
(4) 旧制中学若しくは高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1

年以上薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者  
(5) 4年以上薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者  
(6) 上記(1)～(5)に該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)～(5)に該当する者と同等以上の知識経験を有すると福岡県知事が認める者（以下のいずれかの者とする。）  
ア 外国の薬学校を卒業し、又は外国において薬剤師免許を得た者で、福岡県知事が定める基準を満たす者（基準を満たすか否かについては、下記3(2)の提出書類により審査の上、試験日前に申請者に通知する。）  
イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者

2 試験  
(1) 方法  
試験は筆記試験とし、試験項目は次のとおりとする。  
ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識  
イ 人体の働きと医薬品  
ウ 主な医薬品とその作用  
エ 薬事関係法規・制度  
オ 医薬品の適正使用・安全対策  
(2) 日時及び場所（受験会場の希望は不可とする）

日 時	場 所
平成21年2月15日（日曜日） 10時00分～15時30分	ア 福岡経済大学（太宰府市五条3 - 11 - 25） イ 福岡医療福祉大学（太宰府市五条3 - 10 - 10）

3 受験手続及び受付期間  
(1) 申請書等の配布  
受験申請書等の用紙は、福岡県保健医療介護部薬務課（以下「薬務課」という。）、最寄りの福岡県の保健福祉環境事務所（以下「県保健所」という。）、北九州

市保健所、福岡市の各区保健福祉センター、大牟田市役所及び久留米市保健所で配布するほか、福岡県庁ホームページからもダウンロードできる。郵送により受験申請書等の入手を希望する場合は、表面に「登録販売者試験申請書送付希望」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記して140円分の切手を貼った角2形の封筒）を同封し、郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県保健医療介護部薬務課監視係あて送付すること。

## (2) 申請書の提出方法

ア 受験申請書（様式第14号）、（「1 受験資格」の(1)~(6)の区分に合わせ、受験資格を有することを証する書類（詳細は、申請書等とともに配布する実施要領（福岡県庁ホームページでも閲覧可能）を参照すること）及び写真（申請前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、タテ4cm×ヨコ3cmのものを写真台帳に貼付すること）に受験手数料13,000円（福岡県領収証紙により納入すること）を添え、薬務課又は住所地若しくは勤務地を管轄する県保健所へ提出すること（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の各市の機関での受付は行っていない）。郵送により提出する場合は、封筒表面に「登録販売者試験申請書在中」と朱書きし、郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県保健医療介護部薬務課監視係あて提出すること。

イ 受験手数料は、いかなる場合も返還しない。

ウ 郵便によって申請書等を提出する場合は、薬務課監視係へ必ず書留郵便で送付すること。

## (3) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成20年11月25日（火曜日）から12月15日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

イ 郵便による受験申込みは、平成20年12月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成21年3月18日（水曜日）午前9時に薬務課、県保健所及び福岡県庁ホームページに受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格通知書を郵送する。

## 5 その他

受験手続その他の問い合わせは、薬務課又は最寄りの県保健所に対して行うこと。

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会規則第18号

福岡県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年10月27日

福岡県公安委員会

福岡県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察関係手数料条例施行規則（平成12年福岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 福岡県公安委員会告示第348号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに福岡県警察関係手数料条例施行規則（平成12年福岡県公安委員会規則第9号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

平成20年10月27日

福岡県公安委員会

#### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

本規則は、福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第18号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものであるが、改正の内容が条項移動によるものだけで、条文の内容変更を伴わないものであり、行手条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

平成20年10月27日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)  
に掲載するほか、福岡県警察本部総務部会計課に備え置きます。